

公 示

次のとおり契約相手方を公募します。

令和 8 年 1 月 20 日

國 土 交 通 省 共 濟 組 合
第十管区海上保安本部支部長 大達 弘明

令和 8 年度国土交通省共済組合第十管区海上保安本部支部人間ドック業務

1 公募の趣旨

当共済組合における人間ドック業務の実施に際し、業務を委託する健診機関等を契約相手方とする契約手続を行う予定としているので、令和 7 年度の契約健診機関等以外で、3 の公募に必要な資格に関する事項を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で公募を実施するものである。公募の結果、参加届等を提出する者がいない場合には、令和 7 年度の契約健診機関等と契約し、参加届等を提出する者があった場合には、参加届等を提出する者のうち 3 に記載の事項並びに説明書及び仕様書に掲げた条件を全て満たすと認められる全ての者及び令和 7 年度の契約健診機関等と契約を行う。

2 公募内容

(1) 対象者

国土交通省共済組合第十管区海上保安本部支部の組合員及び被扶養配偶者

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

各健診機関等において実施

3 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 人間ドックの健診の実績を 1 年以上有すること。
- (4) 仕様書に掲げる人間ドック業務を他業者に委託契約の全部を再委託することなく履行できること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 参加届等に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(8)鹿児島県鹿児島市、指宿市、鹿屋市、いちき串木野市、薩摩川内市、奄美市、西之表市、熊本県熊本市、天草市、八代市及び宮崎県宮崎市内にある健診機関等であること。

4 参加届等提出書類の提出場所等

(1) 問い合わせ先

〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第二地方合同庁舎
第十管区海上保安本部 総務部厚生課 日高、加治屋
電話 099-250-9800 (内線 2151・2165)

(2) 説明書等の交付場所、期間及び方法

① 場所：4(1)に示す場所

② 期間：令和8年1月20日（火）から令和8年2月20日（金）まで

閉庁日を除く08時30分から17時15分まで（12:00から13:00までを除く）。

③ 方法：手交、郵送又は電子メール

(3) 提出書類、提出期限及び方法

① 書類：説明書のとおり

② 期限：令和8年2月27日（金）17時15分まで

③ 方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（事前に4(1)へ連絡を入れること。）により提出すること。ただし、閉庁日の受付は行わない。上記期限までに到達しなかった場合は、当該参加届等は無効とする。

5 審査結果の通知

提出された参加届等に基づき審査を行い、審査終了後に申請者に対して電話等で審査結果を通知する。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他

ア 本件に参加するために生じる一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された一切の書類は返却しない。

ウ 申込書の提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

エ 令和7年度受診見込者数を説明書に参考に示すが、令和8年度の受診希望は新たに確認を行うため、受診見込者数に増減が生じる場合があること、また、契約を締結しても受診希望がない場合もあることに留意のこと。

オ 本件公募に係る契約は、国土交通省共済組合事業計画及び予算が認可され、予算の執行が可能となって契約締結を行う。令和8年度国土交通省共済組合事業計画及び予算が7年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は令和8年4月1日

以後となる。

仕様書

国土交通省共済組合第十管区海上保安本部支部（以下「支部」という。）組合員（任意継続組合員を含む。以下同じ。）及びその被扶養配偶者の人間ドック健診にかかる業務を委託する。

- 1 件名
令和8年度国土交通省共済組合第十管区海上保安本部支部人間ドック健診
- 2 実施期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（実施期間外の受診については別途協議）
- 3 実施場所
業務受託者の指定する場所
- 4 対象者
国土交通省共済組合第十管区海上保安本部支部組合員及びその被扶養配偶者
- 5 検査項目
人間ドックの検査項目は、別紙1の下線を引いた検査項目及び検査内容を最低限含む日帰りコースを基本とする。また、助成対象となるオプション検査（婦人科加算、脳ドック加算除く）は別紙1の範囲とする。
- 6 業務委託内容
 - (1) 検査の実施前の調整
受診者の募集、予約、連絡は支部担当者が行うが、オプション検査の予約や受診日時決定後の日程調整等は、支部担当者又は受診者本人が行うこととするが、これによらない場合は当共済組合と事前に調整すること。
検査に必要な検査容器等については、受診者ごとに封入し、支部担当者又は受診者の指定する場所まで直接送付すること。
 - (2) 検査の実施
受診者に対し、契約書別表に掲げる料金により実施する。なお、検査当日は資格確認を必ず実施すること。また、検査に使用する問診票は、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）別紙3」の標準的な質問票の項目を含むものとする。
 - (3) 検査の実施後
検査結果及び問診票は、受診者と支部あてに各1部送付すること。また、厚生労働省の定める「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様」により作成された電子媒体（XML形式）をCD-R等に収録して支部あて送付すること。ただし、やむを得ずXML形式での作成が出来ない場合は、CSV形式や紙媒体のみでの提出も可とする。
- 7 受診予定人数
別紙2（令和7年度実績見込み）のとおり。ただし、組合員及びその被扶養配偶者は契約した業務受託者の中から任意で選択することから、契約を締結しても受診者がいない場合もあり、契約締結後の受診者を約するものではない。

8 費用負担

下表のとおり。なお、業務の遂行に要する一切の費用は、業務受託者の負担とする。

区分	共済組合負担額
組合員	受診料金（消費税抜き）の60%（ただし、上限25,000円）
被扶養配偶者	受診料金（消費税抜き）の50%（ただし、上限15,000円）
婦人科加算	受診料金（消費税抜き）の50%（ただし、上限3,000円）
脳ドック加算	受診料金（消費税抜き）の50%（ただし、上限10,000円）

※1 婦人科加算・脳ドック加算にかかる検査や腫瘍マーカー・喀痰検査等（別紙1の検査項目及び検査内容の範囲内）以外のオプション検査については、全額受診者の負担とする。

※2 消費税は、全額受診者の負担とする。

※3 婦人科加算とは、乳癌・子宮癌検診等女性特有の検査をオプションとして実施し、金額が別途加算される場合に加算する。ただし、女性特有の腫瘍マーカーについては、婦人科加算には含めないこととする。

※4 婦人科加算にかかる検査を複数受診した場合も、婦人科加算は3,000円が上限となる。

※5 脳ドック加算にかかる加算対象者は、組合員のみとする。

※6 脳ドック加算できるものについては、名称のいかんに問わらず、人間ドックのオプションで脳に関する病気（疾患）を早期発見・予防することを目的に実施する検査を対象とするが頭部MR I検査及び頭部MR A検査を受診することを必須条件とする。

9 支払方法

共済組合負担額は請求書によるものとし、各月1日から末日までの健診実施分を集計し、請求すること。

受診費用から共済組合負担額を除いた受診者負担額は、受診日に現地で受診者が支払うこととする。

10 個人情報の保護

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成29年4月14日個情第534号、医発0414第6号、薬生発0414第1号、老発0414第1号）及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じて遵守すること。

11 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 当該契約満了までの間において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により当共済組合に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 当該契約満了までの間において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより履行に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当共済組合と協議を行うこと。

12 その他

本仕様書に明記していない事項、本仕様書の内容等に質疑が生じた場合は、当共済組合と協議の上で実施すること。

検査項目	検査内容
問診・診察	
身体計測	<u>身長、体重、腹囲、BMI</u>
視力検査	視力、眼底
聴力検査	
循環器系検査	<u>血圧測定、心電図</u>
X線検査	胸部X線撮影、胃部（上部消化管）造影
内視鏡検査	上部消化管
腹部超音波検査	
呼吸器系検査	肺機能（肺活量）、喀痰細胞診
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP、ALP、ChE、総ビリルビン、LDH、TP
腎機能検査	尿素窒素、 <u>クレアチニン</u>
便潜血反応検査	
膵機能検査	血清アミラーゼ
肝炎検査	HBs抗原、HCV抗体
尿検査	<u>尿蛋白、尿潜血、尿沈渣、ウロビリノーゲン、尿糖</u>
痛風検査	尿酸
脂質検査	総コレステロール、 <u>HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪</u>
糖代謝	<u>血糖またはHbA1c</u>
血液検査	ヘモグロビン、ヘマトクリット、赤血球数、白血球数、血清鉄
感染症検査	CRP、RFまたはRA
癌検査	腫瘍マーカー

上部消化管にかかる検査は、X線検査又は内視鏡検査の一方のみとする。

令和7年度人間ドック受診者数

※令和8年1月31日現在の契約医療機関受診者数